

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社アルバック

(E01589)

# 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 【表紙】                   | 1 |
| 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 | 2 |
| 2 【訂正事項】               | 2 |
| 3 【訂正箇所】               | 2 |
| 第一部 【企業情報】             | 2 |
| 第4 【提出会社の状況】           | 2 |
| 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】    | 2 |

## 【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                    |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                 |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成20年5月23日                       |
| 【事業年度】     | 第103期（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）  |
| 【会社名】      | 株式会社アルバック                        |
| 【英訳名】      | ULVAC, Inc.                      |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 諏訪 秀則                    |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地                 |
| 【電話番号】     | (0467)89-2033（大代表）               |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役経営企画室長 常見 佳弘                |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地                 |
| 【電話番号】     | (0467)89-2033（大代表）               |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役経営企画室長 常見 佳弘                |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出いたしました第103期（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（3）＜省略＞

（訂正後）

（1）～（3）＜省略＞

#### （4）取締役の定数

当社の取締役は、18名以内とする旨を定款で定めております。

#### （5）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### （6）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

##### 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

#### （7）株主総会の特別決議要項

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。